

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 23 年 4 月 18 日

静岡市長 田辺 信宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士屋瀬名店・瀬名鑑定団

静岡市葵区瀬名中央三丁目 5 番 50 号外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社富士屋 静岡県焼津市八楠四丁目 9 番地の 8 代表取締役 山口稔

龍南興産有限会社 静岡市葵区瀬名二丁目 10 番 22 号 代表取締役 市川ゑい子

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 20 時（年間 120 日に限り 21 時）

(変更後) 2 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 駐車場 1

(変更前) 8 時 30 分から 22 時 30 分まで

(変更後) 8 時 30 分から 2 時 30 分まで

イ 駐車場 2

(変更前) 8 時 30 分から 22 時 30 分まで

(変更後) 8 時 30 分から 22 時 00 分まで

ウ 駐車場 3

(変更前) 8 時 30 分から 22 時 30 分まで

(変更後) 8 時 30 分から 22 時 00 分まで

4 変更年月日

平成 23 年 4 月 9 日

5 届出年月日

平成 23 年 4 月 8 日

公 告

平成 23 年 4 月 8 日付け大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出に係る同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定による公告について、次の事項を訂正する。

平成 23 年 12 月 1 日

静岡市長 田辺 信宏

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(訂正前)

2 時

(訂正後)

0 時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 1

(訂正前)

8 時 30 分から 2 時 30 分まで

(訂正後)

8 時 30 分から 0 時 30 分まで